

# 1

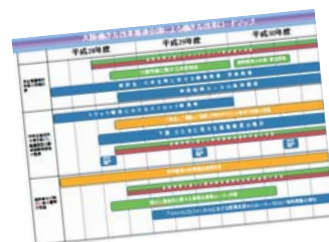
## 働き方改革の着実な実行による 労働環境の整備・生産性の向上

### 1 「大阪働き方改革にかかる今後の基本方針」に基づく取組の推進

「働き方改革」に係る取組を着実に実行します。

「一億総活躍社会」の実現に向けて、多様な働き方が可能になるよう、国を挙げて働き方改革へのチャレンジが進められていますが、大阪は、全国に比して中小企業の割合が多く、働き方改革を進めることにより人材確保の好循環や経済社会の好循環の恩恵を強く受ける地域です。

大阪労働局では、第2回大阪働き方改革推進会議(平成 28年10月31日)において、「大阪働き方改革にかかる今後の基本方針」(14項目)を策定し、平成30年度までの3ヶ年のロードマップ(p 4~5)に沿って、大阪における「働き方改革」の取組を着実に実行しています。



#### 【平成 30年度の主な取組】

##### 1 非正規雇用労働者の待遇改善 (p6、8、10、13)

- 同一労働同一賃金の実現に向けた、「働き方改革推進支援・賃金相談センター」等による事業主への相談支援。
- 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員転換等に取り組む事業主へのキャリアアップ助成金等による支援。
- 無期転換ルールの円滑な運用促進に向けた周知・啓発及びルールの適用を避けることを目的とした雇止め等に対する啓発指導。
- 求人開拓等による正社員求人の確保及び正社員就職に向けた担当者制による個別支援の実施。

はじまります「無期転換ルール」



##### 2 労働生産性向上等を通じた、超過勤務の削減等職場環境の整備 (p6、18、19、20)

- 月80時間を超える時間外・休日労働を行う事業場に対して監督指導を実施。
- 違法で重大・悪質な過重労働事案について過重労働撲滅特別対策班(かとか)が捜査。
- 年次有給休暇の取得促進のため、ゴールデンウィーク、夏季、年末年始時期に加え、「年次有給休暇取得促進期間」(10月)に、重点的な周知・広報を実施。
- 時間外労働時間削減、年次有給休暇取得促進等に取り組む中小企業・小規模事業者等への、「時間外労働等改善助成金」等による支援の強化。

##### 3 高齢者及び障がい者の雇用の促進 (p15)

- ハローワーク内に設置している「生涯現役支援窓口」を通じての、高齢者への積極的な就職支援。
- 障がい者の雇用促進を目的とした事業主指導の「ローラー作戦」を引き続き実施。
- 「OSAKAしごとフィールド(大阪府)」とハローワークが連携した、高齢者及び障がい者の就職支援。

#### 4 女性の活躍促進 (p7、12、14)

- 両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)の活用等による、中小企業における女性活躍のための積極的な取組の促進。
- 「OSAKAしごとフィールド(大阪府)」、「しごと情報ひろば(大阪市)」におけるハローワークと地方自治体との一体的実施事業を充実・強化し、相互に連携することで、女性の活躍を推進。
- 「えるぼし」、「くるみん」、「プラチナくるみん」の各認定について、より多くの企業で取得促進が図られるよう、メリット(※Point! 参照)も含めた周知及び取得勧奨。



##### 【えるぼしマーク】

「女性の活躍推進企業」として、厚生労働大臣が認定(女性活躍推進法)。認定基準5項目のうち、クリアした項目数によって星の数が三段階あります。全項目をクリアすると3つ星認定。

##### Point!

- ◆ 各府省等が総合評価落札方式又は企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、えるぼし認定企業、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業などが加算評価の対象になります。
- ◆ 女性活躍データベースなどで公開され、広くアピールできます。
- ◆ 時間外労働の実績も認定基準です。



##### 【くるみんマーク、プラチナくるみんマーク】

「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定(次世代育成支援対策法)。仕事と子育ての両立に対して理解のある企業であることをアピールできます。また、より高い水準の基準を満たすことで、プラチナくるみん認定を受けることができます。

#### 5 若者の活躍促進 (p13)

- わかものハローワーク、新卒応援ハローワークを中心として、職業相談・職業指導を効果的に推進。
- 認定一般事業主等を対象とした合同就職面接会の開催。



##### 【ユースエール】

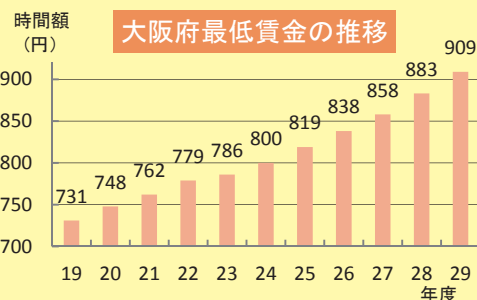
若者の採用・育成に積極的で雇用管理が優良で、一定の基準を満たした中小企業は、若者雇用促進法に基づく厚生労働大臣の認定を受けることができます。

##### Point!

- ◆ 認定を受けると、若者の採用・育成を支援する各種助成金の加算措置や、公共調達の加算評価の対象になります。

#### 6 最低賃金の引上げのための環境整備 (p6、20)

- 最低賃金の周知と監督指導による履行確保。
- 中小企業への支援事業の活用促進。
- 中小企業・小規模事業者等における生産性の向上に向けた取組に対する、業務改善助成金をはじめとする支援の強化。



#### 7 ワーク・ライフ・バランスの実現 (p6、15、23)

- 「事業場における治療と職業生活両立支援のためのガイドライン」の周知啓発。
- 各企業におけるワーク・ライフ・バランスに関する取組の事例を収集し、収集した好事例を「働き方改革セミナー」等を通じて周知し、社会的な気運を醸成。
- 11月の「テレワーク月間」を中心とした、テレワークの普及促進。
- 両立支援等助成金の活用等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境整備の強化。

## 8 外国人留学生の就職促進と成長戦略 (p16)

- 近畿ブロックの各労働局及び関係機関と連携・協力し、大規模な就職支援フェスタを開催。
- インターンシップ制度や就職啓発セミナーを通じて、留学生の日本国内での就職を促進。



## 9 人材の育成 (p17)

- 「大阪府地域職業訓練実施計画(総合計画)」に基づき、大阪府をはじめとする関係機関と連携し、女性と若者の活躍促進や、人材不足分野の人材確保等に向けた人材の育成支援を実施。



とれゴンは、大阪の職業訓練校と  
訓練受講者のみなさんを応援しています!!

## 10 金融機関との連携 (p6)

- 金融機関の渉外担当者を通じた助成金制度の活用  
の促進等による中小企業・小規模事業者等の支援の強化。
- セミナーの共催等金融機関と連携した中小企業・小規模事業者等に対する「働き方改革」の浸透促進。
- 金融機関店舗のモニターへの掲示、リーフレットの配架等による労働局の施策の周知の強化。



金融機関が主催するシンポジウム(ビジネスエンカレッジフェア)に参加

## 11 「働き方改革推進企業」の顕彰・動機づけ制度創設に向けた検討 (p7、8、13)

- 認定一般事業主に対する公共調達における評価の仕組導入等について、引き続き府内地方自治体に対し、説明会を実施します。
- 認定一般事業主等に準じた優良な企業の取扱いについて引き続き検討。
- 認定一般事業主等を対象とした合同就職面接会を開催。

## 12 運輸事業における取組 (p18)

- 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会」及びコンサルティング事業を通じ、自動車運  
転者の労働条件の確保・改善。
- 貨物自動車運送事業における過労運転防止及び荷役作業による労働災害防止のための、荷主関係団体への  
協力要請を実施。

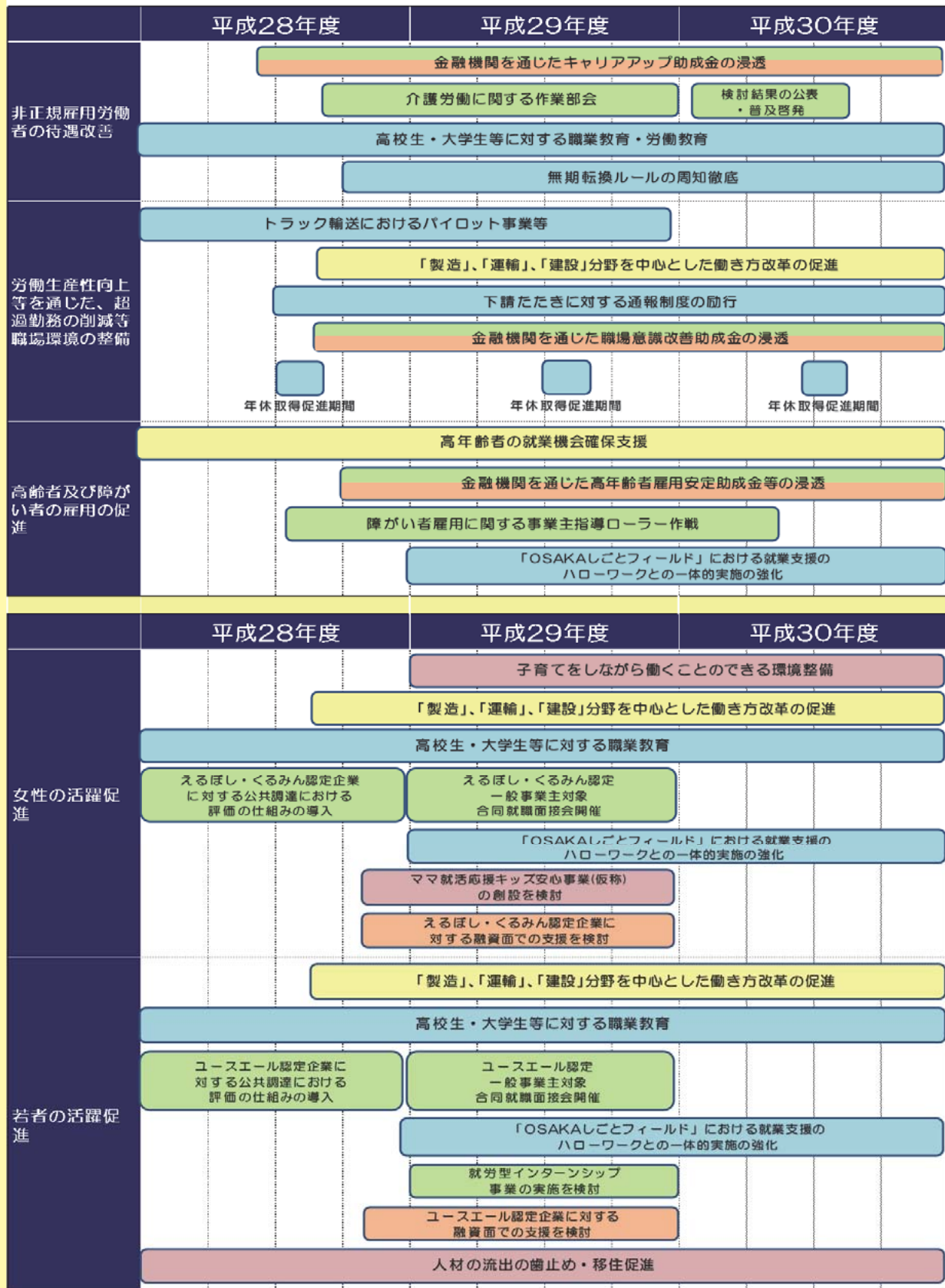
## 13 介護事業における取組 (p11)

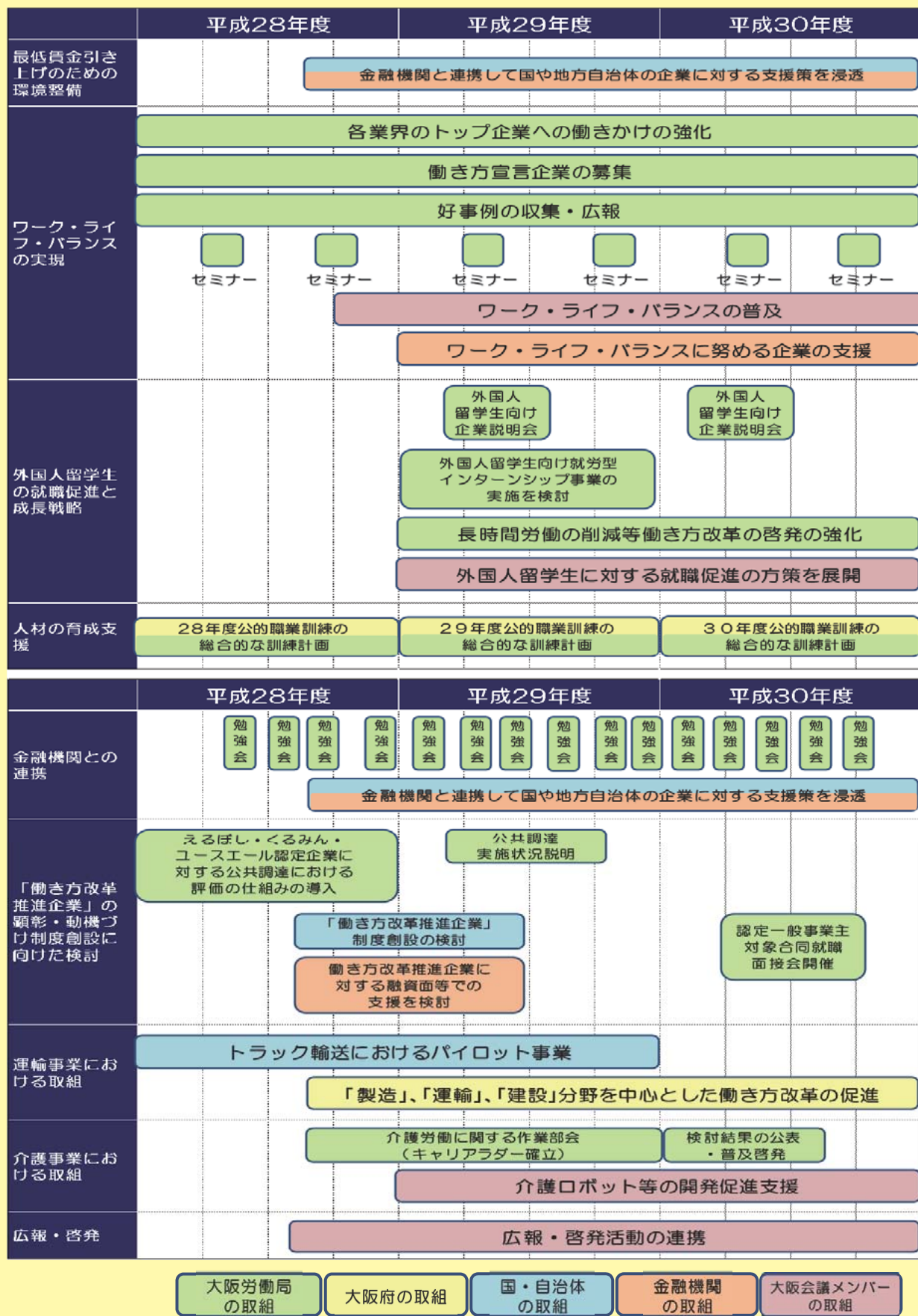
- 介護労働に関する作業部会にて、雇用管理改善に向けた取組状況の現状等について情報交換を実施。
- 介護労働に関する作業部会での成果について、各介護事業所への普及を継続。
- 関係機関と連携し、非正規雇用労働者の処遇改善や働きやすい環境整備を促進。

## 14 広報・啓発活動

- 大阪労働局のホームページにおいて、大阪働き方改革推進会議メンバーの働き方改革に係る取組情報を集約  
し、広報・啓発活動を推進。

## 大阪働き方改革推進会議による働き方改革ロードマップ



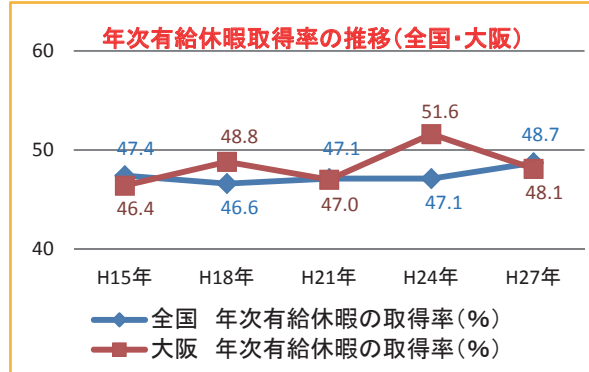
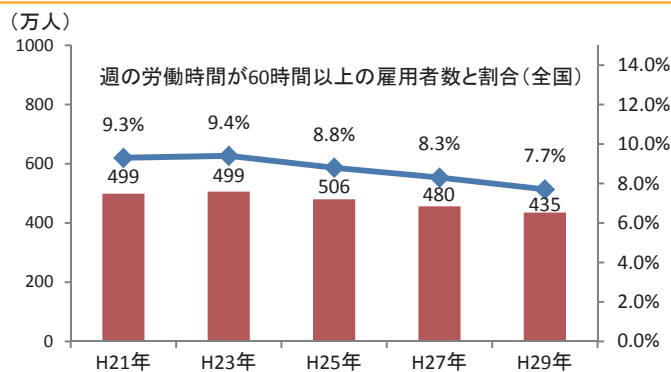


## 2 働き方・休み方改善の促進

### ○ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方・休み方の見直しを推進します

政府目標として掲げられている「年次有給休暇取得率70%以上」及び「労働時間週60時間以上の雇用者の割合を5%以下」を2020年までに達成するために、また、月80時間を超える時間外・休日労働など長時間労働の改善を進めるため以下の内容に取り組みます。

- ・ 年次有給休暇早期付与の検討等を盛り込んだ「改正労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行います。
- ・ 「働き方・休み方改善コンサルタント」による労働時間等の設定の改善のための助言・指導、ワークショップを実施します。
- ・ 働き方・休み方の現状を労使が自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の普及、中小企業に対する助成金の活用等を推進します。
- ・ 育児・介護との両立も含めワーク・ライフ・バランスを実現するための多様な働き方を可能とする「テレワーク」の普及に向けた周知・啓発を行います。



## 3 中小企業・小規模事業者等への支援

### ○ 「働き方改革推進支援・賃金相談センター」の活用促進を図ります

- ・ 「働き方改革推進支援・賃金相談センター」では、非正規雇用労働者の待遇改善、時間外労働の上限規制への対応に向けた労働時間制度の構築、生産性向上による賃金引上げ、低賃金の引き上げに向けた環境整備等の相談やセミナーの開催等により、中小企業・小規模事業者等を中心に支援を行います。また、その活用を促進するため、積極的な周知を図ります。

### ○ 各種助成金の活用促進を図ります

- ・ 生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組む中小企業や、傘下企業を支援する事業主団体を対象とする、「時間外労働等改善助成金」の周知を積極的に行い、活用促進を図ります。
- ・ 非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、「キャリアアップ助成金」及び、企業の人手不足に対応するため、「人材確保等支援助成金」の周知を積極的に行い、円滑な実施を図ります。
- ・ 中小企業・小規模事業者が、最低賃金・賃金引上げに向けた支援を図るため、事業場内最低賃金が1,000円未満の中小企業・小規模事業者が、生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合にその設備投資等の経費の一部を助成する、「業務改善等助成金」の活用を促進するため、積極的な周知を図ります。

### ○ 金融機関と連携して「働き方改革」に関する周知や取組推進を図ります

- ・ 「働き方改革」にかかる包括連携協定を締結した金融機関を通じて、労働施策及び支援策を周知し、中小企業・小規模事業者における「働き方改革」の取組の推進を図ります。

## 4 女性の活躍推進と男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

### ○ 女性活躍推進法の実効性を確保します

- ・ 労働者数 301人以上の企業(女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画策定が義務付けられています)に対して、助言・指導等を行い、法の実効性を確保します。
- ・ 労働者数300人以下の中小企業に対しては、「両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)」の活用等により、一般事業主行動計画策定を支援する等、女性活躍推進の取組を促します。
- ・ より多くの企業に対し、「えるぼし認定」の取得促進を図るため、優秀な人材の確保や公共調達の際加点評価されること等認定のメリットも含め、広く周知を行います。

### 女性活躍推進法の認定マーク「えるぼし」



### 「女性の活躍推進企業データベース」(スマホ版)

女性活躍推進法に基づき企業が公表した、女性活躍に関する状況のデータを見ることができます。

### ○ 男女雇用機会均等法の履行を確保します

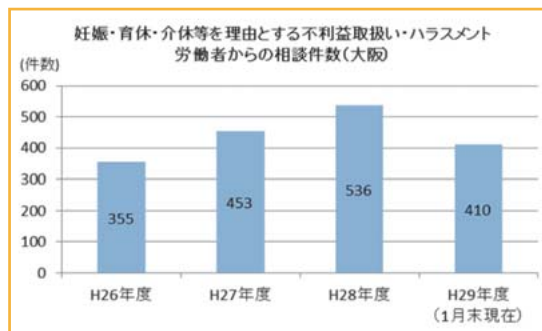
- ・ 労働者が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重されつつ職業生活を営むことができるよう、事業主への指導、法律に関する相談への対応、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。  
特に、妊娠・出産等による不利益取扱いに関する相談件数は引き続き高い水準にあることから、事業主に対する積極的な是正指導と法律の周知・徹底を図ります。
- ・ 女性の活躍推進については、「ポジティブ・アクション」が正しく理解されることが重要であることから、事例収集を強化し、積極的に発信するとともに、事業主に対する支援を行います。

### ○ 職場における妊娠・出産等に関するハラスメント対策、セクシュアルハラスメント対策等を推進します

- ・ 平成29年1月1日から施行された、「職場における妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント及びセクシュアルハラスメント防止対策」を事業主が講じるよう、事業主への積極的な是正指導、周知・徹底を図ります。
- ・ 事業主に対し、様々なハラスメントの相談に一元的に応じることのできる体制を整備し、一体的にハラスメントの未然の防止を図るよう促します。
- ・ 「全国ハラスメント撲滅キャラバン」として、説明会の開催、特別相談窓口の設置及び関係法令等の周知徹底を図ります。



セクハラ、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワハラの防止を一体的に従業員に周知するチラシの例も作成しています。



### ○ 女性の活躍推進を図ります

- ・ 「OSAKAしごとフィールド(大阪府)」「しごと情報ひろば(大阪市)」等の国と地方自治体との一体的実施事業を充実・強化し、ハローワークと相互に連携して、女性の就職を支援します。
- ・ マザーズハローワーク等を中心に、子育て中の方等を対象として、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等を実施します。

## 5 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

### ○ 育児・介護休業法の確実な履行を図ります

- ・ 育児休業や介護休業等を取得しやすい環境を整備するため、平成29年1月及び10月から施行された「改正育児・介護休業法」の確実な履行の確保及び法制度の周知を図ります。また、事業主への指導、法律に関する相談への対応、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。
- ・ 介護を行う労働者が、介護休業・休暇制度を活用し就業を継続できるよう、関係機関と連携して制度の周知を図ります。
- ・ 両立支援等助成金制度の周知・活用等を通じて、育児休業・介護休業（休暇）制度の利用促進を図ります。

### ○ 次世代育成支援対策を推進します

- ・ 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定支援、指導を行います。また、より多くの企業において認定を目指した取組が進むよう、くるみん認定基準及びプラチナくるみん認定基準について、中小企業に対する特例や公共調達の際加点評価されること等認定取得のメリットも含め広く周知を図るとともに、認定マークの認知度の向上を図ります。



プラチナくるみんマーク



くるみんマーク



トモニ

「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク



各企業における、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援に関する情報を提供しています。

## 6 同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の待遇改善

### ○ パートタイム労働法の確実な履行を図ります

- ・ パートタイム労働者の働き・貢献に応じた待遇が確保され、一人ひとりの納得性の向上が図られるよう、事業主への指導やアドバイス、法律に関する相談への対応、パートタイム労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。

### ○ 同一労働同一賃金に関する法制度の周知を図ります

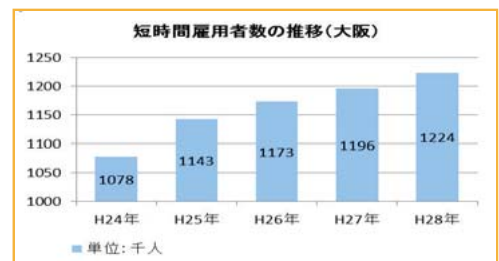
- ・ 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」が成立した場合には、その円滑な施行に向け、あらゆる機会を通じて、労使双方に改正内容の周知徹底を図ります。  
また、「働き方改革推進支援・賃金相談センター」を活用し、特に中小企業・小規模事業者に対する同一労働同一賃金の理解の促進を図る等、事業主へのきめ細かな支援を行います。

### ○ 非正規雇用労働者の均等・均衡待遇や正社員転換に取り組む事業主を支援します

- ・ 非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を実施した事業主を支援する、「キャリアアップ助成金」の積極的な利用促進を図ります。

### ○ 無期転換ルール周知・啓発を図ります

- ・ 有期契約労働者の円滑な無期転換が進むよう、「無期転換ルール」(労働契約法第18条)について、あらゆる機会を捉えて労使双方に対して周知を図ります。  
また、無期転換ルールの適用を意図的に避ける目的での雇止め等を把握した場合には、事業主に積極的に啓発指導を行います。



資料出所: 大阪府「労働力調査地方集計結果」

## 7 労働法制の普及等に関する取組の促進

○ これから社会に出て働く学生等を対象に、労働法制の周知等を図ります

- ・ これから社会に出て働く若者に対し、労働法制の基礎知識の周知を図ることは、労働者の関係法令の不知による問題事案の発生を未然に防止するとともに、若者が将来、管理職や人事担当者になった際、労働条件の改善等について考える上で重要です。

このため、大阪労働局では、管内の大学、高校等からの依頼に基づき、局幹部が自ら出向き、労働法制セミナーを実施します。

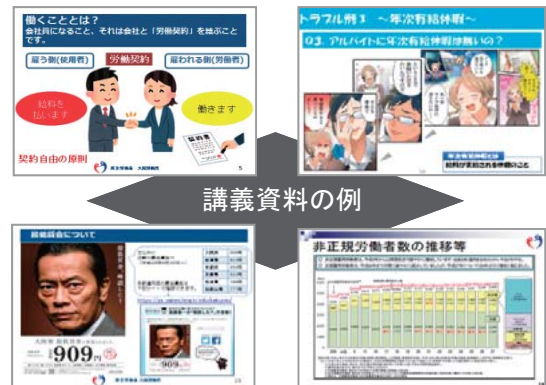
### ポイント① 労働法制セミナーを学校へ周知

- ・ 大阪府内全ての大学・短期大学・専門学校・高等学校へ、セミナーの実施に関する案内文を送付しています(平成29年度は6月と1月の年2回送付)。
- ・ 申込時に日程、内容に関するご要望を確認しています。

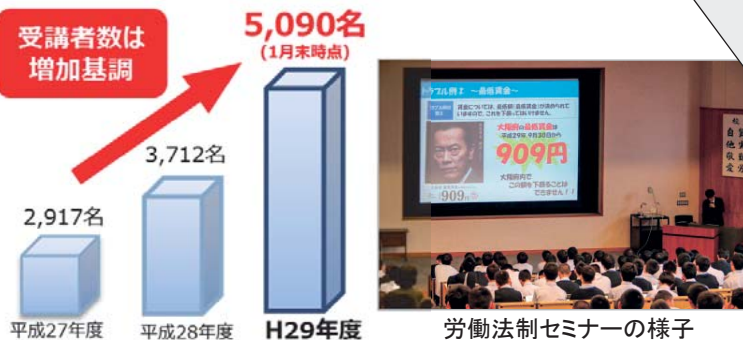


### ポイント② 学校のご要望に合わせた講義内容へ

- ・ 学校のご要望に合わせた資料をご用意しています。



### ポイント③ 受講者数は年々増加し、平成29年度は5,000名を超えました(1月末時点)。



### 《受講者の声》

- ・ 会社が労働基準法等を遵守することは大切ですが、一方で、働く側も正しいルールを知ることが大事だと感じました。
- ・ このセミナーをきっかけに働くことについて自らもっと調べ、自分の身を守れるようになりたいと思いました。
- ・ 講師の方が実際の体験を交えて話を進めてくれたので、とても面白くわかりやすかったです。
- ・ 「子育て期の女性の就業率」の話が非常に面白かったです。地域性の要因も学ぶことができました。

○ 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組を実施します

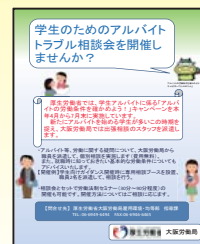
- ・ 4月から7月の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン期間中には、労働法制セミナーの開催等に併せて大学等での出張相談を実施します。また、総合労働相談コーナーに若者相談コーナーを設置するなど、学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組を行います。

### 平成29年度 出張相談実績

9大学 10回開催  
114名相談実施  
(短期大学含む)



出張相談の様子



周知リーフレット